

【設問】

以下の【事例】に挙げられた事実が真実であることを前提にして、Xの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

【事例】

1 2017年5月20日、ハイツ甲105号室に住んでいたX（男性・35歳・身長180cm・体重85kg）は、以前交際していたV（女性・28歳・身長160cm・体重48kg）から、「貸していた20万円を返して欲しい。」との連絡を受けた。Vに対する未練があったXは、Vに会って、よりを戻してくれと頼もうと思い、Vに対して、「分かった。明日の午後9時頃、金を持ってお前のアパートまで行くよ。」と言ったところ、Vは、「分かった。」と答えた。

2 翌21日午後8時45分頃、XがVの住むコーポ乙303号室に向かうために自室を出たところ、ハイツ甲の居住者用駐輪場に鍵がかけられていないW所有の自転車（以下、W車とする。）を発見した。ハイツ甲からコーポ乙までは2kmほどの距離があったため、歩いて行くのは面倒だと思っていたXは、2時間ほどで元の場所に戻しておけば問題ないだろうと考え、Wに無断で、W車に乗ってコーポ乙に向かった。

3 同日午後9時頃、XはVが住むコーポ乙303号室の部屋をノックし、Vの承諾を得た上で、同室の玄関に立ち入った。Vは玄関に立っているXに対して、「20万円は持ってきたわよね。さっさと出して、さっさと帰って。」と強い口調で言った。それを聞いたXは、Vに対し、「20万円は用意できなかった。申し訳ない。それより、俺とよりを戻してくれよ。」とVに言ったが、VはXに対して、「何よそれ。あんた、何しに来たのよ。よりを戻す気なんてあるわけないでしょ。お金がないんなら、さっさと帰って。どんな方法を使ってでも、お金は絶対に返してもらうから。」と言った。

4 Xは、Vの言動に激昂し、「Vが死んでもかまわない。Vが死ねば、金を返さなくてすむ。」と思いながら、携帯していたナイフでVの頸部を1回突き刺した。Xは、Vが大量の血を口から吐き出し、呼吸のたびに血が流れ出るのを見て、驚愕すると同時に、大変なことをしてしまったと思い、直ちにタオルをVの頸部に当てて血が吹き出ないようにしたり、Vに「動くな、じっとしとけ。」と声をかけたりした上、消防署に架電し、救急車の派遣を依頼した。Xは、救急車が到着するや、救急隊員とともにVを担架に乗せて救急車に運び込み、自らも救急車に同乗した。その後、VはA病院に搬送され、同病院において適切な治療を受けた結果、加療約8週間を要する頸部刺傷等の傷害を負うにとどまった。なお、Vの受けた頸部刺傷は深さ約5cmで気管内に達し、多量の出血と皮下気腫を伴うもので、出血多量による失血死の危険が認められた。

5 上記の事情があったため、XがW車を元の場所に戻すことはなかった。